

阪神間都市計画公園の変更（2. 2. 4150 号 宮の北公園、尼崎市決定）について

1 素案公表の実施結果について

(1) 公表期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 27 年 12 月 21 日（月）まで

(2) 素案の公表方法及び意見の提出状況について

ア 公表方法

市ホームページへの掲載並びに市役所（公園計画・21 世紀の森担当）、市政情報センター、各支所地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、中央・北図書館での閲覧により行った。

イ 提出された意見数

意見提出件数：2 件（1 名）

内訳：公園の変更素案への意見 1 件、その他の意見 1 件

意見を受けて修正した箇所：なし

ウ 説明会の開催状況

| 日 時 | 場 所 | 参加者 |
|--------------------------|----------|------|
| 平成 27 年 12 月 9 日（水）19 時～ | 宮ノ北住宅集会所 | 17 名 |
| 平成 27 年 12 月 12 日（土）9 時～ | ” | 7 名 |

公園の変更素案への意見：1 件

その他の意見：6 件

内訳：変更後の公園の整備や利用に関すること 3 件

変更前の公園、街路樹等の維持管理に関すること 3 件

説明会での意見を受けて修正した箇所：なし

(3) 意見の要旨及び市の考え方

別紙 1 のとおり

2 計画書等一式（案）

別紙 2 のとおり

3 今後の予定

平成 28 年 3 月 案の縦覧

平成 28 年 5 月 尼崎市都市計画審議会（付議）

平成 28 年 6 月 都市計画決定告示

以 上

意見の要旨及び市の考え方

(1) 提出された意見（パブリックコメント）

| 意見の要旨 | 市の考え方 | 件数 |
|--|---|-----|
| 都市計画公園の変更素案への意見 | | |
| <p>市営住宅用地の南西に接する須佐男神社には、樹齢百年を超える木々がたくさん育っており、そこに公園を配置できればそれらの木々と相まって、とても自然豊かな景観の公園になるため、須佐男神社の東側には戸建て住宅ではなく公園を配置し、須佐男神社と合わせて緑地公園ゾーンとすることを提案する。形は不整形となるが、整形よりも、変形地の方が子ども心をくすぐり、想像力がかき立てられる。</p> | <p>【以下の理由から素案は修正しない】</p> <p>変更後の宮の北公園は、市営宮ノ北住宅用地のほぼ中央に整形に配置することにより、周辺も含めた地域住民が最も容易に利用できることとなり、市営住宅入居者と余剰地を含む周辺住民との交流の場やレクリエーション活動の場として、また、災害時の一時避難地としても活用しやすくなるなど、街区公園としての更なる機能強化が図られることとなります。また、西側の武庫川河川敷緑地やホタルの生息する農業用水路（ホタルの里）、当該住宅敷地内の既存緑地、バス通りのケヤキ並木など、周辺の豊かな自然環境との連続性に配慮したまちづくりが可能となります。さらに、南にある西昆陽公園と誘致圏の重複が少なく、街区公園の配置上も適切な計画であると考えております。</p> | 1 件 |
| その他の意見【今回の都市計画変更に関する意見ではないため対象外】 | | 件数 |
| <p>・ 保育園北側の戸建て部分を高齢者支援施設と保育園と合わせた「福祉ゾーン」としてはどうか。国の施策でも高齢者と子どもが一つ屋根の下で介護と保育を受ける「介・保」の連携施設を進めていこうとしているが、高齢者施設と保育園が隣接することで国が進める「介・保」的な事業を自治体が進めるモデルケースとなり、尼崎市のイメージアップにも繋がるのではないかと。</p> | | 1 件 |

(2) 説明会での意見

| 意見の要旨 | 市の考え方 | 件数 |
|----------------------------|--|----|
| 都市計画公園の変更素案への意見 | | |
| 宮ノ北住宅には子どもが少ないのに、公園は必要なのか。 | <p>【以下の理由から素案は修正しない】</p> <p>公園は、子どもの遊び場としてだけでなく、地域環境の改善や、地域住民のレクリエーション活動の場、災害時の一時避難地など、様々な機能を有していることから、都市に必要な施設として都市計画決定されるものです。</p> <p>なお、市としては、住宅の建替えにより、余剰地へファミリー世帯を誘導したいと考えており、子どもからお年寄りまで、新しい住民も含めて地域の全ての人が利用できる公園として整備したいと考えております。</p> | 1件 |

| その他の意見の概要【今回の都市計画変更に関する意見ではないため対象外】 | 件数 |
|---|----|
| ・新しい公園にトイレは付くのか。 | 6件 |
| ・新しい公園でも引き続きグラウンドゴルフの倉庫を置かせてほしい。 | |
| ・宮の北公園の清掃をしているシルバーについて、北側の人は熱心に行っているが、南側の人はほとんど見かけない。 | |
| ・6号棟の東側の広場の除草をお願いしたい。 | |
| ・中央の通りのケヤキが繁茂し、見通しや電線の障害となっている。他の街路樹のように剪定してほしい。 | |
| ・公園の整備内容は決まっているのか。防災的な施設は整備されるのか。 | |



縮尺 1 : 2,500

伊丹市境界

(変更前)
宮の北公園
面積約 0.27ha

武庫川河川敷緑地

市宮宮ノ北住宅
(約 4.8ha)

(変更後)
宮の北公園
面積約 0.50ha

ホテルの里 (水路路)

市道西昆陽宮ノ北橋本線

(変更前) 誘致圏

須佐男神社

農業用水路

(変更後) 誘致圏

武庫川

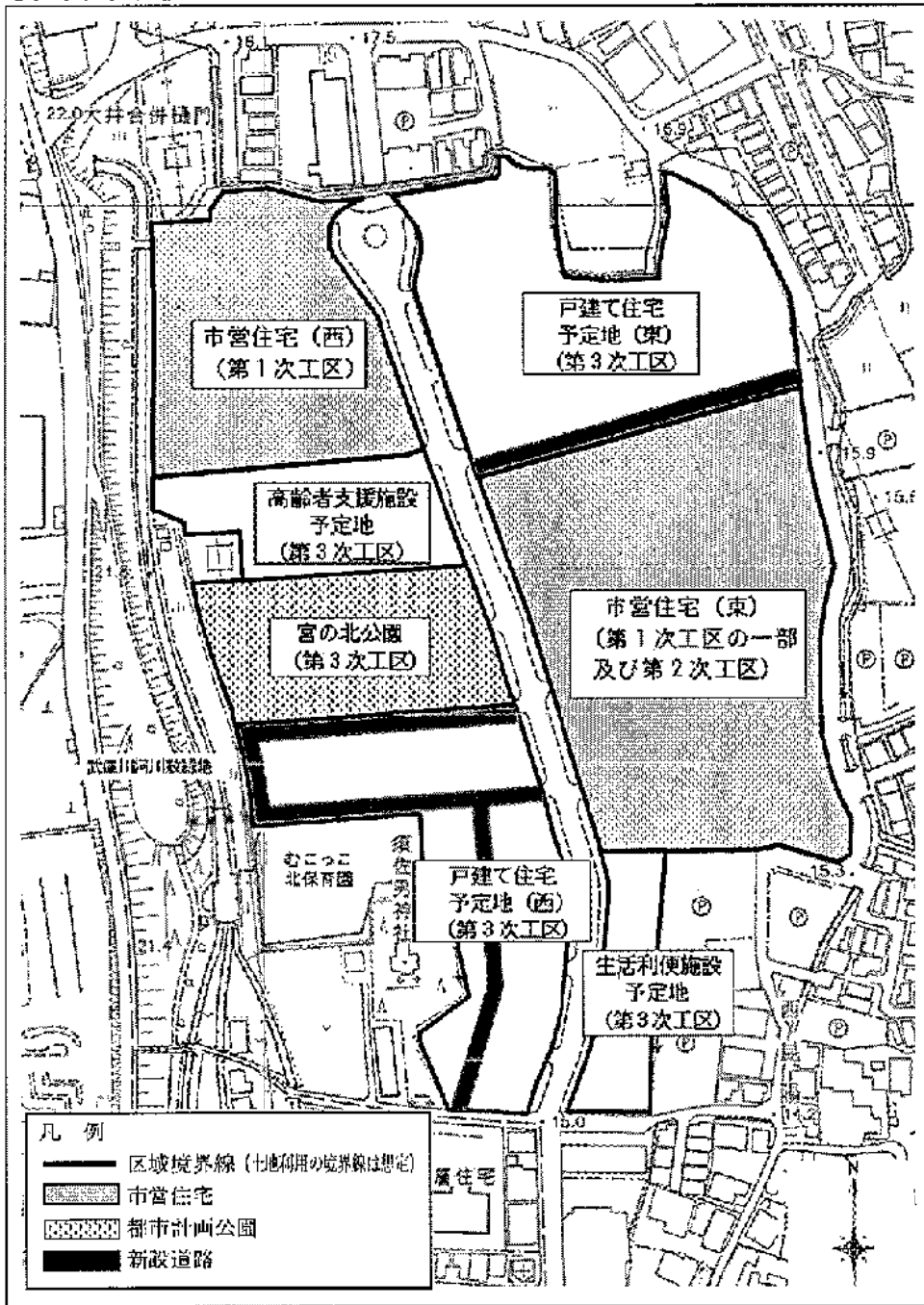
西昆陽公園誘致圏

西昆陽公園

参考図

阪神間都市計画公園の変更 (宮の北公園の変更)

【事業概要図】



市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)
建替事業の実施について(平成27年9月)より抜粋

計画書 (案)

阪神間都市計画公園の変更 (尼崎市決定)

都市計画公園中 2.2.4150 号宮の北公園を次のように変更する。

| 種別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|----------|-------|-----------|----------|-------------------------|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 街区公園 | 2.2.4150 | 宮の北公園 | 尼崎市西昆陽3丁目 | 約 0.50ha | 広場、植栽、遊具 (面積及び区域の変更) |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書 (案)

市宮ノ北住宅の建替事業に伴い、当該住宅用地におけるまちづくりの総合的な観点から土地利用を検討した結果、宮の北公園については、当該住宅用地のほぼ中央に整形に配置することにより、周辺も含めた地域住民が最も容易に利用できることとなり、住民の身近なレクリエーション活動やコミュニティ形成の場、災害時における一時避難地など、街区公園としての更なる機能強化が図られること、また、西側の武庫川河川敷緑地やホタルの生息する農業用水路（ホタルの里）、当該住宅敷地内の既存緑地など、周辺の豊かな自然環境との連続性に配慮したまちづくりができる。

こうしたことから、宮の北公園の面積及び区域を変更するものである。

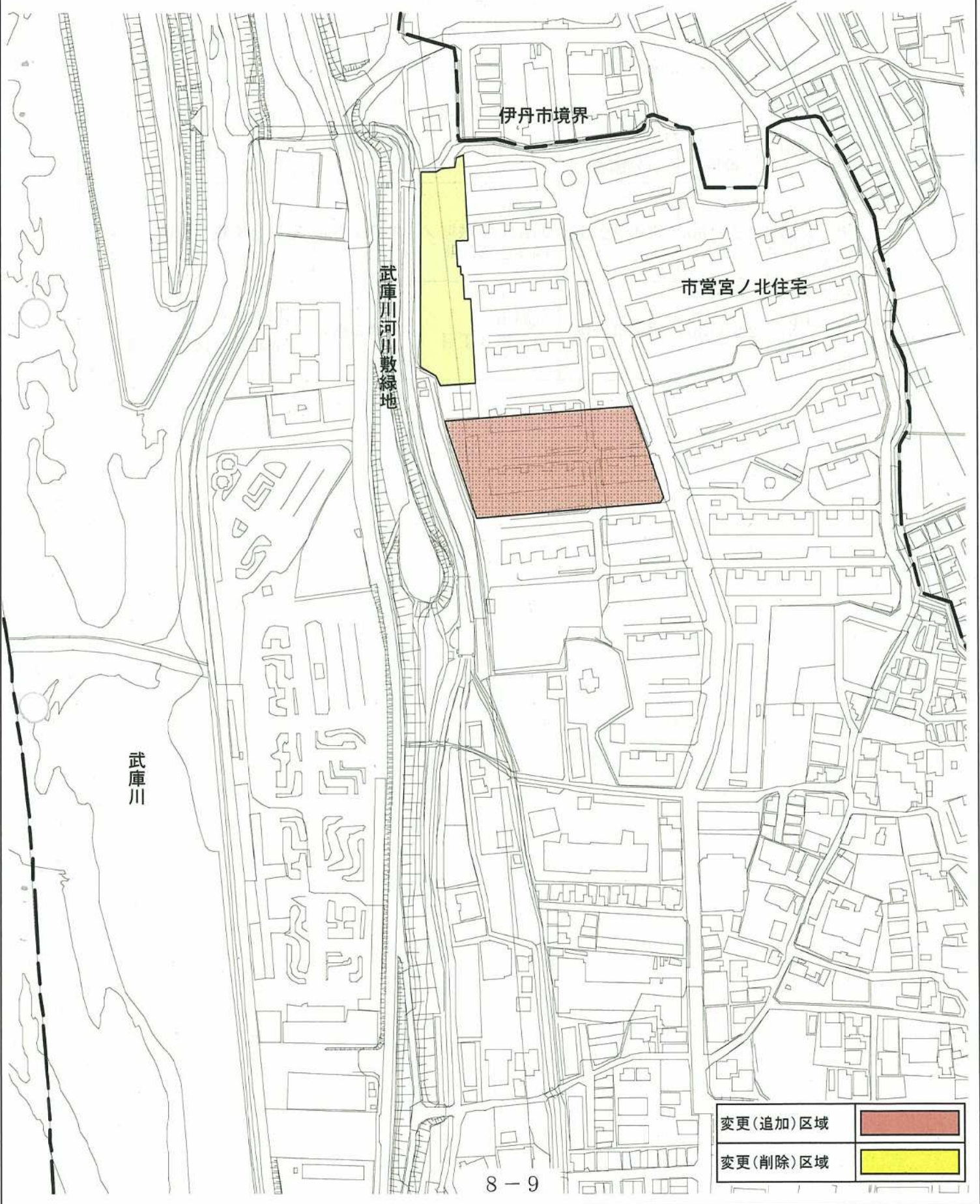
計画図 (案)

阪神間都市計画公園の変更 (尼崎市決定)

名称 : 2. 2. 4150 宮ノ北公園 (街区公園)



縮尺 1 : 2,500



変更前後対照表 (案)

2.2.4150 号 宮の北公園

| 変更 | 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|-----|------|----------|-------|--------------------------|----------|-------------------------|
| | | 番号 | 公園名 | | | |
| 変更前 | 街区公園 | 2.2.4150 | 宮の北公園 | 尼崎市 西昆陽字城垣ノ 内及び宮ノ北 | 約 0.27ha | 遊具、植栽、広場、ベンチ |
| 変更後 | 街区公園 | 2.2.4150 | 宮の北公園 | 尼崎市 西昆陽 3 丁目 | 約 0.50ha | 広場、植栽、遊具 (面積及び区域の変更) |